

株 主 各 位

東京都港区高輪二丁目19番19号

日本トムソン株式会社

代表取締役社長CEO 細野幹人

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

【当社 ウェブサイト】

<https://www.ikont.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスのうえ、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「招集通知/決議通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル[®]）】

<https://www.soukai-portal.net>

（議決権行使書用紙にあるQRコード[®]を読み取っていただくか、上記ウェブサイトアクセスのうえ、ID・パスワードをご入力ください。）

QRコード[®]は
議決権行使書用紙に
ございます

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6480/teiji/>



【東京証券取引所 ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本トムソン」または「コード」に当社証券コード「6480」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますて、2026年6月25日（木曜日）午後5時12分までに議決権を行使してくださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪二丁目19番19号
日本トムソン株式会社 本社ビル

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

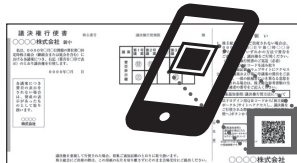
-
1. 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 3. 当日ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 5. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第20条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月25日(木曜日)
午後5時12分入力完了分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル®URL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

ぜひQ&Aもご確認ください。



機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき15円50銭といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年29円50銭と、前期に比べ10円50銭の増配をいたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金15円50銭 総額1,104,262,858円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、経営体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的として、代表取締役の役職として「最高経営責任者（CEO）」を設けるものであります。
- (2) 取締役会による経営の監督機能を強化するため、取締役会の招集権者および議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>① (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③<u>取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）1名を定めることができる。</u></p>
<p>第25条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第25条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）は、本定時株主総会終結の時をもって全員7名の任期が満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	<small>みや</small> 宮 <small>ち</small> 地 <small>しげ</small> 茂 <small>き</small> 樹	男性	取締役会長	再任
2	<small>ひで</small> 秀 <small>しま</small> 島 <small>のぶ</small> 信 <small>や</small> 也	男性	取締役副会長生産本部・営業本部担当	再任
3	<small>ほそ</small> 細 <small>の</small> 野 <small>みき</small> 幹 <small>ひと</small> 人	男性	代表取締役社長CEO	再任
4	<small>にし</small> 西 <small>むら</small> 村 <small>おさむ</small> 修	男性	取締役CFO経営企画部・人事総務部・経理部・法務室・秘書室担当	再任
5	<small>たけ</small> 武 <small>い</small> 井 <small>よう</small> 洋 <small>いち</small> 一	男性	社外取締役	再任 社外 独立
6	<small>さい</small> 齊 <small>とう</small> 藤 <small>さとし</small> 聡	男性	社外取締役	再任 社外 独立
7	<small>の</small> 野 <small>だ</small> 田 <small>あつ</small> 篤 <small>こ</small> 子	女性	社外取締役	再任 社外 独立



所有する当社株式の数
127,753株

1 | ^{みやち しげき} 宮地 茂樹 (1956年4月14日生)
性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2008年10月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長
- 2009年1月 当社経営企画部長
- 2010年6月 当社常務取締役経営企画部長
- 2012年6月 当社代表取締役社長
- 2025年4月 当社代表取締役会長
- 2026年4月 当社取締役会長

(現任)

取締役候補者とした理由

宮地茂樹氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては2012年6月から代表取締役社長を、2025年4月からは代表取締役会長を、2026年4月からは取締役会長を務めており、企業経営に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
17,325株

2 | ^{ひでしま のぶや} 秀島 信也 (1954年1月9日生)
性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1978年4月 ヤマハ発動機株式会社入社
- 2009年3月 同社執行役員
- 2010年3月 同社上席執行役員
- 2011年3月 同社取締役上席執行役員
- 2013年3月 同社取締役常務執行役員
- 2016年12月 光産業創成大学院大学理事
- 2017年3月 ヤマハ発動機株式会社顧問
- 2017年6月 富士紡ホールディングス株式会社社外取締役
- 2018年6月 新明和工業株式会社社外取締役
- 2019年6月 当社社外取締役
- 2022年6月 当社専務取締役生産部門・法務室担当
- 2024年6月 当社専務取締役生産部門・法務室担当、品質保証部・製品開発センター・技術センター・優必勝(蘇州)軸承有限公司副担当
- 2025年4月 当社専務取締役生産部門・営業部門、営業技術部・法務室担当
- 2025年6月 当社取締役副会長生産部門・営業部門、営業技術部・法務室担当
- 2025年10月 当社取締役副会長生産本部・営業本部、法務室担当
- 2026年4月 当社取締役副会長生産本部・営業本部担当

(現任)

取締役候補者とした理由

秀島信也氏は、長年にわたり経営に携わり、当社においては2022年6月から専務取締役を、2025年6月からは取締役副会長を務めており、企業経営に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
16,628株

3 | ほそ の みき ひと 細野 幹人 (1964年2月5日生) 性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年11月 当社入社
 2011年7月 当社岐阜製作所管理部長
 2013年6月 当社東部支社南関東支社長
 2017年7月 当社人事総務部長
 2019年4月 当社執行役員人事総務部長
 2021年4月 当社執行役員経営企画部長
 2024年4月 当社上席執行役員経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
 2024年6月 当社取締役経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
 2025年4月 当社代表取締役社長
 2026年4月 当社代表取締役社長CEO (現任)

取締役候補者とした理由

細野幹人氏は、主に管理部門、営業部門に携わり、2024年6月から取締役に、2025年4月からは代表取締役社長を、2026年4月からは代表取締役社長CEOを務めており、企業経営に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
8,970株

4 | にしむら おさむ 西村 修 (1964年1月23日生) 性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年11月 当社入社
 2016年7月 当社生産総括部副部長
 2019年4月 当社岐阜製作所第三工場長
 2023年4月 当社生産革新統括部生産企画部長
 2024年4月 当社執行役員経営企画部長
 2025年4月 当社執行役員経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
 2025年6月 当社取締役経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
 2026年4月 当社取締役CFO経営企画部・人事総務部・経理部・法務室・秘書室担当 (現任)

取締役候補者とした理由

西村修氏は、主に管理部門、生産部門に携わり、2025年6月から取締役に、2026年4月からは取締役CFOを務めており、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

5 | ^{たけい} ^{よういち} 武井 洋一 (1961年6月10日生)
性別：男性

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、岩田合同法律事務所入所
2000年4月 明哲総合法律事務所パートナー (現任)
2003年6月 当社社外監査役
2006年6月 山崎金属産業株式会社社外監査役 (現任)
2013年6月 当社社外取締役 (現任)
2020年6月 大王製紙株式会社社外取締役（監査等委員） (現任)
2022年1月 株式会社日本貿易保険社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地と企業法務に関する高い実績を有しており、2013年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく客観的かつ法的見地を当社グループの経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

6 | ^{さいとう} ^{さとし} 齊藤 聡 (1959年5月16日生)
性別：男性

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002年3月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）退行
2002年4月 学校法人産業能率大学経営情報学部助教授
2005年4月 同大学経営学部教授 (現任)
2007年6月 当社社外監査役
2016年6月 当社社外取締役 (現任)
2025年11月 株式会社セイビ堂社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授としての専門的見地と幅広い見識を有しており、2016年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく客観的かつ専門的見地を当社グループの経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

0株

7 | のだ あつこ (1961年1月12日生)
野田 篤子 性別：女性

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 日本航空株式会社入社

1991年4月 同社パーサー

1994年9月 ヘンケル&グロッセ日本代表事務所設立 日本代表

1995年11月 有限会社ジャパン・デューティーフリー・サービス（現 グロッセ・ジャパン株式会社）設立 代表取締役

2002年12月 グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEO (現任)

2022年6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

野田篤子氏は、当社グループと異なる事業分野で長年にわたり国際的な企業経営に携わられ、2022年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく客観的かつ専門的見地を当社グループの経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
- ① 武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
- ② 齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授として高い見地と幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① 武井洋一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、13年であります。
- ② 齊藤聡氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、10年であります。
- ③ 野田篤子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
5. 当社は、武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、3氏が社外取締役に再任された場合には、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ており、3氏が社外取締役に再任された場合には、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。
7. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、日本トムソン役員持株会における本人の持分を含めております。
8. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年9月に更新をする予定です。
- 本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
- 全額会社負担としております。

<ご参考>

本定時株主総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、次のとおりであります。

	専門性・経験						
	企業経営	製造・ 技術・ 開発	営業・ マーケティング	財務・ 会計	コンプライア ンス・リスク マネジメント	人事・ 人材開発	グローバル ビジネス
宮地 茂樹 取締役会長	●		●	●	●		
秀島 信也 取締役副会長	●	●			●		●
細野 幹人 代表取締役社長CEO	●		●	●	●	●	
西村 修 取締役CFO		●		●	●		
武井 洋一 社外取締役					●		
齊藤 聡 社外取締役	●			●	●	●	
野田 篤子 社外取締役	●		●		●		●
松本 展広 社外取締役 (常勤監査等委員)	●			●	●		●
那須 健人 社外取締役 (監査等委員)					●		●
林田 和久 社外取締役 (監査等委員)		●		●	●		
佐伯 里香 社外取締役 (監査等委員)	●		●		●	●	

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済情勢は、米国の通商政策を巡る影響や中東情勢の緊迫化等により不透明な状況は継続したものの、各国の経済政策や堅調な設備投資需要を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは「強い領域」の集中強化と「グローバル」体制の再構築を基本方針とする「I K O中期経営計画2026 Connect for Growth ～I・K・Oでつなぐ、革新の未来～」の2年目を迎え、当社の強みを活かした各種施策を推進しました。2025年8月には、販売子会社である「艾克欧東晟商貿(上海)有限公司」内に「R&Dセンター中国」を開設し、中国市場における技術開発およびお客様への迅速な対応力の一層の強化を図りました。また同年10月には、長期的な成長を目指したグローバル戦略の具体化を図るため、本部制を導入した組織体制に再編し、意思決定の迅速化や主要機能の専門性向上を図るとともに、新たな収益機会の創出に取り組みました。

販売面につきましては、国内外の展示会への出展に加え、顧客事業所内でのセミナーやミニ展示会を積極的に開催するなど、既存顧客との取引深耕や新規市場・顧客の開拓に取り組みました。

製品開発面につきましては、高い負荷容量とロングストロークを兼ね備えた『ラック&ピニオン内蔵形クロスローラウェイCRWG…V』や、従来品と比較して60%以上の軽量化を実現した『軽量形クロスローラベアリングLCRB』、新設計エンジンを搭載した低断面で高推力のリニアモーターテーブル『ナノリニアNT100V』など11品目の新製品を発表し、お客様ニーズに即した高付加価値製品の充実を図りました。

生産面につきましては、即応力のあるグローバル生産体制の構築を目指して、国内外拠点における生産機能の整備・最適化や工程の自動化を推進するなど、生産効率の向上に取り組みました。

当社グループの営業状況をみますと、国内市場においては、半導体製造装置や実装機等のエレクトロニクス関連機器向けや工作機械向け等の需要が増加し、売上高は増加しました。北米地域では、ロボットや各種医療機器等の一般産業機械向けの需要が増加し、売上高は増加しました。欧州地域では、市販向け等の需要が回復したことや為替の円安効果により、売上高は増加しました。中国では、半導体関連需要の増加や大口の設備投資案件が寄与し、売上高は増加しました。その他地域では、シンガポールや台湾等を中心に売上高は増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は63,031百万円(前期比15.9%増)となりました。部門

別では、針状ころ軸受および直動案内機器等(以下「軸受等」といいます。)の売上高は56,533百万円(前期比17.9%増)、諸機械部品は6,497百万円(前期比1.2%増)となりました。

部門別の売上高を前期と比較しますと、次のとおりであります。

区 分	第 76 期 (2025年3月期)		第 77 期 (2026年3月期)		前期比増減	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	増 減 率
軸 受 等	百万円 47,966	% 88.2	百万円 56,533	% 89.7	百万円 8,567	% 17.9
諸 機 械 部 品	6,417	11.8	6,497	10.3	79	1.2
合 計	54,384	100.0	63,031	100.0	8,646	15.9

収益面につきましては、増収・増産効果等により営業利益は4,102百万円(前期比249.6%増)、経常利益は5,162百万円(前期比262.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,069百万円(前期比626.8%増)となりました。

また、当連結会計年度における軸受等の生産高(平均販売価格による)は52,369百万円(前期比13.5%増)となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は72,503百万円(前期比29.8%増)となりました。

なお、当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としておりますが、さらなる利益還元の充実を図ってまいります。また、内部留保資金につきましては、今後の経営環境等に留意しながら、企業価値の最大化に向けて、収益力の向上と経営基盤の強化を図るとともに、急速な技術革新と需要の変化に対応させた生産体制の見直し、新製品開発等の投資に充てる考えであります。この基本方針に基づき、期末配当金につきましては、当期の業績水準や内部留保等を総合的に勘案しました結果、1株につき15円50銭といたし、中間配当金14円とあわせ当期の配当金は1株につき年29円50銭といたしたいと存じます。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましては、国内工場や海外生産子会社のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. および優必勝（蘇州）軸承有限公司における生産能力の増強および生産効率の向上、機械装置の更新等を目的として、総額3,115百万円の設備投資を行いました。設備投資資金につきましては、自己資金および社債、借入等により賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの事業分野は、機械産業およびエレクトロニクス産業の世界的な成長に伴い、工作機械や半導体製造装置向けをはじめとした幅広い業種において需要は着実に拡大するものと見ております。さらに、カーボンニュートラルの実現を目指した世界的な取り組みを背景に、機械装置の小型化・省力化を実現する製品群に対する需要も高まっており、成長性の高い事業分野であると考えております。

当社グループは、軸受等の重要機械要素の製造販売を通じて、お客様に信頼され、必要とされるグローバルカンパニーへの発展を目指し、2024年4月から3年間の「IKO中期経営計画2026 Connect for Growth ～I・K・Oで繋ぐ、革新の未来～」を始動いたしました。この計画では、当社の『強い領域』を集中的に強化し、収益力と効率性をさらに向上させるとともに、『グローバル体制』の再構築を進めることで成長性を高め、長期ビジョン「IKO VISION 2030」の実現に繋げてまいります。これらの取り組みを通じて、環境、社会、ガバナンス（ESG）の面での責任を果たし、SDGsの達成にも積極的に貢献していくことが当社グループの重要な使命です。

<販売面における具体的施策>

「お客様から真っ先に相談していただける会社」を目指し、お客様が抱える問題やビジョンを深く理解したうえで、その実現に向けたソリューション製品と技術サービスを提供してまいります。特に、IoTやスマートファクトリーなど市場のニーズは高度化・多様化していますが、当社グループとしてはビジネスパートナーとの協業深化による高付加価値なトータルソリューションの提供のほか、これまで戦略プラットフォームとして強化してきた、ベトナム・中国の海外生産子会社や、基幹業務システムの最大活用により収益性を高めてまいります。

また、従来とは異なる新しい形でIKOブランドの高い技術力を発信し、グローバル市場での認知度向上に努め、より効率的・効果的に販売拡大できる体制を築いてまいります。

<製品開発面における具体的施策>

IOT・ビッグデータ・AI・ロボット等、テクノロジーの進化による経済社会構造の変革が進むなか、産学官のオープンイノベーションを推進し、新しい価値を社会に提供してまいります。同時に、製品競争力強化のための人材育成および組織の最適化に取り組み、新成長領域への製品開発や、新ビジネスの企画開発とともに知財戦略の強化も図ってまいります。営業部門・技術部門協同で世界各地のニーズや課題を的確にとらえ、当社グループの持つ高い技術力を駆使してお客様の視点に立った製品開発・市場開拓に取り組んでまいります。

<生産面における具体的施策>

全社販売戦略に確実かつタイムリーに対応できる生産供給力の実現に向け、工程改善・自動化・新工法の確立に取り組み、生産改革を強力に推進してまいります。材料や部品等についても、最適なグローバル調達を実施するほか、設計規格の見直しやモジュール化等、上流からの抜本的な改革にも着手し改革の効果を高めてまいります。国内外生産拠点のそれぞれの利点を最大限に活かし、地産地消を含む最適地生産や的確な役割分担により、品質・価格・納期それぞれの面で競争力の強化を図ってまいります。

<ESG（環境、社会、ガバナンス）における具体的施策>

社会の信頼を得ながら、当社グループが引き続き発展するためには、法令遵守や社会課題解決に向けた取り組みも重要な経営課題のひとつとして捉えております。環境面では、当社グループは国際規格「ISO14001」に基づく保全活動の継続のほか、従来製品を環境軸で再定義した「IKOエコプロダクト」の積極的な販売を進めることに加え、「オイル・ミニマム(Oil Minimum)」をキーワードとした環境負荷低減製品の開発をさらに推進してまいります。気候変動への対応では、パリ協定に準拠した当社グループの温室効果ガス排出量削減目標を掲げ、グループ全体での徹底した省エネルギー活動や積極的な再生可能エネルギーの調達を継続するとともに、サプライチェーンとの連携をさらに強化し、カーボンニュートラルの実現に貢献してまいります。また、当社グループは、2024年1月に「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の早期採用者である「TNFD Adopter」に登録しております。気候変動と密接に関連する自然資本・生物多様性の課題にも積極的に取り組むとともに、事業の持続性向上と非財務情報開示の更なる充実を図ってまいります。

また、当社グループの価値創造の源泉である人材（人的資本）の高度化に向け、働きやすい環境づくりやダイバーシティ&インクルージョンを推進するとともに、強固なガバナンス体制による公平で透明性の高い経営を目指し、ステークホルダーへの情報開示やコミュニケーションの充実を図ってまいります。

このように、グループ一丸となった事業活動やご提供する製品・サービスを通じて、機械産業の技術革新と持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期 (2025年3月期)	第77期 (2026年3月期)
売上高 (百万円)	68,260	55,048	54,384	63,031
経常利益 (百万円)	10,744	4,685	1,422	5,162
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,653	3,048	559	4,069
1株当たり当期純利益 (円)	107.50	43.12	8.11	58.51
純資産 (百万円)	72,147	77,023	76,072	83,184
総資産 (百万円)	114,832	120,046	121,106	125,459

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、当該自己株式には、「役員向け株式交付信託」および「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式が含まれております。
2. 第77期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 第77期より未実現損益の消去方法を変更しており、第74期から第76期については遡及修正後の数値を記載しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日本ディック株式会社	90百万円	100.0%	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO INTERNATIONAL, INC.	6,000千米ドル	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	9,000千ユーロ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
艾克欧東晟商貿（上海）有限公司	150百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO THOMPSON ASIA CO., LTD.	10,000千パーツ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
優必勝（上海）精密軸承有限公司	110,971千中国元	100.0	軸受等の製造ならびに販売
IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	36,400千米ドル	100.0	軸受等の製造ならびに販売
優必勝（蘇州）軸承有限公司	155,900千中国元	43.6 (100.0)	軸受等の製造ならびに販売

(注) 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を含んでおります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造および販売を主な事業としており、主な製品群に区分しますと、針状ころ軸受、直動案内機器（直動シリーズおよびメカトロシリーズ）等があげられます。

(7) 主要な営業所および工場

(ア) 当社

本 社	東 京 都 港 区	
区 分	名 称	所 在 地
営 業 所	東 部 支 社	東 京 都 港 区
	中 部 支 社	名 古 屋 市 中 川 区
	西 部 支 社	大 阪 市 西 区
工 場	岐 阜 製 作 所	岐 阜 県 美 濃 市

(イ) 子会社

区 分	名 称	所 在 地
販 売 会 社	日 本 デ ィ ッ ク 株 式 会 社	名 古 屋 市 中 区
	IKO INTERNATIONAL, INC.	米 国
	NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	オ ラ ン ダ
	艾 克 欧 東 晟 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	中 国
	IKO THOMPSON ASIA CO., LTD.	タ イ
	優 必 勝 (上 海) 精 密 軸 承 有 限 公 司	中 国
製 造 会 社	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	ベ ト ナ ム
	優 必 勝 (蘇 州) 軸 承 有 限 公 司	中 国

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,547名	181名増

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,610
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,230
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,490
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	970
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	970
株 式 会 社 北 陸 銀 行	970
株 式 会 社 十 六 銀 行	700
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	518

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 291,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 71,242,765株（自己株式2,258,660株を除く）
- (3) 株主数 14,244名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,813	10.96
日本トムソン取引先持株会	5,955	8.35
日本生命保険相互会社	4,262	5.98
M M I n v e s t m e n t s 株 式 会 社	3,456	4.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,376	4.73
株 式 会 社 不 二 越	2,008	2.81
日本トムソン従業員持株会	1,865	2.61
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,612	2.26
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	1,410	1.97
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,305	1.83

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式を2,258,660株（3.07%）保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式（2,258,660株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、当該自己株式には、「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（730,600株）および「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式（729,500株）は含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	51,000株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (3) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①保有する新株予約権の数

700個

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 70,000株（新株予約権1個につき100株）

③当社役員の保有状況

	名 称	行 使 期 間	払 込 金 額	個 数	保 有 数
			行 使 価 額		
取締役 (監査等委員 および社外取 締役を除く)	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2015年7月14日～ 2045年7月13日	583円	60個	1名
			1円		
取締役 (監査等委員 および社外取 締役を除く)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2016年8月5日～ 2046年8月4日	264円	120個	1名
			1円		
取締役 (監査等委員 および社外取 締役を除く)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2017年8月4日～ 2047年8月3日	583円	150個	1名
			1円		
取締役 (監査等委員 および社外取 締役を除く)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年8月3日～ 2048年8月2日	766円	150個	1名
			1円		
取締役 (監査等委員 および社外取 締役を除く)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2019年8月1日～ 2049年7月31日	436円	220個	2名
			1円		

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人（有期労働契約の場合を除きます。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
宮地茂樹	代表取締役会長	
秀島信也	取締役副会長	生産本部・営業本部、法務室担当
細野幹人	代表取締役社長	
西村修	取締役	経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
武井洋一	取締役	弁護士（明哲総合法律事務所）、大王製紙株式会社社外取締役（監査等委員）、山崎金属産業株式会社社外監査役、株式会社日本貿易保険社外監査役
齊藤聡	取締役	学校法人産業能率大学経営学部教授、株式会社セイビ堂社外監査役
野田篤子	取締役	グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEO
松本展広	取締役 （常勤監査等委員）	
那須健人	取締役 （監査等委員）	弁護士（ブレイクモア法律事務所）
林田和久	取締役 （監査等委員）	税理士（税理士法人三尾会計事務所）、公認会計士（林田和久公認会計士事務所）
佐伯里香	取締役 （監査等委員）	株式会社ユーシステム代表取締役、日工株式会社社外取締役、株式会社神戸商工貿易センター取締役

- (注) 1. 取締役のうち武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏ならびに取締役（監査等委員）松本展広、那須健人、林田和久、佐伯里香の4氏は社外取締役であります。
2. 取締役武井洋一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役齊藤聡氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役野田篤子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 取締役（常勤監査等委員）松本展広氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）那須健人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 取締役（監査等委員）林田和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 取締役（監査等委員）佐伯里香氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
9. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本展広氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員および管理職従業員ならびに相続人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容は、当該決定方針と整合し、かつ指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されており、当該決定方針に沿うものとなっております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬は、当社グループの業績の向上と中長期的な企業価値の増大へのインセンティブとして機能するよう業績や株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。この基本方針に基づき、当社の業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」により構成することとし、社外取締役については、「基本報酬」を支払うこととしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の個人別の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位別に、在籍年数、他社水準（外部調査機関による役員報酬の調査結果等における水準をいう。以下、同じ。）、従業員給与とのバランス、当社の業績および各取締役の職責や成果等を総合的に勘案して決定いたします。

3) 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等については、役位別に、各事業年度の当社の業績指標の水準、業績の目標

値や経営課題に対する達成度合い、およびそれらに対する各取締役の成果等に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

4) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等については、株式交付信託制度に基づく株式報酬とし、取締役会で定める「株式交付規程」に基づき、各業務執行取締役に対し、信託期間中の「株式交付規程」に定めるポイント付与日において役位別にポイントを付与し、累積したポイント数に相当する当社株式を、信託を通じて給付いたします。なお、当該株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であり、そのうちの一定割合は、株式を換価して得られる金銭を支給いたします。

5) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬65%、賞与20%、株式報酬15%を目安とし、他社水準も踏まえ、大きく逸脱することがないように定期的に見直します。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬については、任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」が妥当性を確認した内容にて確定させることを、取締役会が代表取締役に一任します。

(役員報酬等に関する株主総会の決議年月日および当該決議の内容)

報酬の種類	決議年月日	対象者	金額等	決議時の員数
基本報酬	2025年6月27日 (第76回株主総会)	取締役(監査等委員である取締役を除く)	年額500百万円以内	7名
賞与				(うち3名は社外取締役)
基本報酬	2025年6月27日 (第76回株主総会)	監査等委員である取締役	年額100百万円以内	4名
株式報酬	2025年6月27日 (第76回株主総会)	取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	3年以内の対象期間において上限300百万円	4名

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金 銭 報 酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	賞 与	株式交付信託	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	294 (39)	210 (39)	43 (-)	40 (-)	9 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	49 (49)	49 (49)	- (-)	- (-)	4 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	12 (6)	12 (6)	- (-)	- (-)	4 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、2025年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、社外監査役1名を含んでおります。なお、当社は2025年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

3. 業績連動報酬につきましては、「④ 役員報酬等の内容決定に関する方針等」に基づき、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、当社の前事業年度における営業利益・ROE・EBITDA、温室効果ガス排出削減量等の業績指標を総合的に勘案し、それらに対する各取締役の成果等に応じて算出しております。

業績連動報酬にかかる主要な指標の選択理由は、営業利益・ROEに関しては中期経営計画において目標を掲げており、EBITDA・温室効果ガス排出削減量に関しては、中長期的な視点で株主価値の増大に寄与する経営を行うため、これらと連動させるのが適切であると判断したためです。

なお、当社の2025年3月期における実績は、営業利益1,173百万円、ROE0.7%、EBITDA4,929百万円であり、温室効果ガス排出削減量に関しては、2026年3月期の実績をもとに2027年3月期の報酬からの反映を予定しています。

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 役員報酬等の内容決定に関する方針等」のとおりであります。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関しては、取締役会により委任された代表取締役会長 宮地茂樹が決定権限を有する者であります。なお、権限を委任した理由は、代表取締役会長が当社グループを取り巻く環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。よって、取締役会は、代表取締役会長によって当該権限が適切に行使され、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 武井洋一

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

明哲綜合法律事務所の弁護士、大王製紙株式会社社外取締役（監査等委員）、山崎金属産業株式会社および株式会社日本貿易保険の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

② 取締役 齊藤 聡

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

学校法人産業能率大学経営学部教授および株式会社セイビ堂社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

③ 取締役 野田篤子

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEOを兼職しております。なお、当社とグロッセ・ジャパン株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、長年にわたり携わった国際的な企業経営に関する豊富な経験と実績、当社グループと異なる事業分野で活躍してこられた幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

④ 取締役（常勤監査等委員） 松本展広

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

2) 主要取引先特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回のうち、監査役として5回、監査等委員として13回に、また当事業年度開催の監査役会4回および監査等委員会11回の全てに出席しました。金融業務に関する専門知識に加え、監査業務に携わってこられた幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

⑤ 取締役（監査等委員） 那須健人

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

ブレイクモア法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社とブレイクモア法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回のうち、監査役として5回、監査等委員として13回に、また当事業年度開催の監査役会4回および監査等委員会11回の全てに出席しました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

⑥ 取締役（監査等委員） 林田和久

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

税理士法人三尾会計事務所代表社員および林田和久公認会計士事務所所長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回のうち、監査役として5回、監査等委員として13回に、また当事業年度開催の監査役会4回および監査等委員会11回の全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

⑦ 取締役（監査等委員） 佐伯里香

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

株式会社ユーシステム代表取締役、日工株式会社社外取締役および株式会社神戸商工貿易センター取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

2025年6月27日開催の第76回定時株主総会にて取締役（監査等委員）就任以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、当事業年度開催の監査等委員会11回の全て出席し、長年にわたり携わった企業経営に関する豊富な経験と実績、情報通信技術の分野で活躍してこられた幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であっても、社外取締役の職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める合計額をもって当該賠償責任の限度とし、その限度を超える損害賠償責任を負わないものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

58百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・従業員等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等が、法令、定款および社会規範等を遵守するための行動規範として、「行動憲章」、「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会が組織全体を統括し、取締役および従業員等に対し、行動規範等の啓蒙等を行うとともに、内部通報窓口を設置し、運用しております。内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているか否かを監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、「情報セキュリティ基本規程」および「文書管理規程」に基づき保存・管理しております。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会は、リスク管理方針を策定し、リスク低減を組織全体へ徹底させるとともに、各部署におけるリスク点検および内部監査により統制活動を実施することとしております。統制活動で明らかになったリスクおよび新たに生じたリスクについて、すみやかに対応方針を決定することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するために、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて、機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、「職務権限規程」および意思決定のための諸規程の改廃とともに、情報技術を活用した全社的な業務の効率化を実現するシステム構築等、適正かつ効率的な職務の執行体制により企業を運営することとしております。加えて、経営会議を原則として毎週開催し、目標展開や課題に対する進捗状況の確認等を行うことにより、迅速な経営判断と職務執行を推進する体制を構築しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務分掌規程」等により、当社所管部署に関係会社を管理する権限と責任を与え、関係する部署と協調して、それぞれ担当する関係会社の内部統制に関する指導・徹底を図っております。

関係会社の役員は、当社取締役または幹部社員等を就任させることにより、業務を適正に執行・監督しております。また、適宜関係会社と業務の報告・協議を行うことにより、業務に関する情報の共有化および連携を図り、業務執行の適正を確保することとしております。内部監査室は、当社および関係会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しております。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき従業員等を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する体制、ならびにその従業員等の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する部署と補助担当者を定め、監査等委員会は、当該部署および補助担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた補助担当者は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員等が監査等委員会に報告するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会との協議により、監査等委員会に報告する事項を定め、経営に重要な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況等その内容をすみやかに報告することとしております。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができ、その費用およびその他監査に関する諸費用は会社が負担することとしております。

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人および内部監査室それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、通常の商取引を含め一切の関係を遮断し、金銭その他の経済的利益の提供を行わないこととしております。また、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うとともに、警察等外部機関との緊密な連携を行うこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制について

「コンプライアンス管理規程」に基づき、全部署に対する自己点検を当事業年度において2回実施するとともに、担当部署に内部通報窓口を設置し運用を行いました。また、社外にも内部通報窓口を設置し運用しております。

自己点検および内部通報窓口の運用の結果については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む社内取締役および常勤監査等委員にて構成される「コンプライアンス委員会」において、報告および審議いたしました。

- ② リスク管理体制について

「リスク管理規程」に基づき、リスクアセスメントの実施により識別されたリスク項目につ

いて、関連する対応部署および対応組織より対応状況について報告がなされました。

報告を受けた内容については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む社内取締役および常勤監査等委員にて構成される「リスク管理委員会」において、報告および審議いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む7名の取締役（監査等委員である取締役を除く）および4名の監査等委員である取締役で構成されております。

当事業年度において取締役会は18回開催され、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項の決議、ならびに各業務執行取締役から業務報告が行われました。

また、取締役会とは別に経営会議を開催し取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、業務の執行について審議し、意思決定を行いました。

④ 関係会社の経営管理体制について

関係会社における重要事項の決定にあたっては、事前に親会社である当社へ報告されるとともに、経営会議あるいは取締役会において事前に十分な検討を行い、承認決議を行うことにより、関係会社の業務の適正を確保しております。

また、関係会社に関する業務の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的として、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理体制や運用方法を明確化しております。

⑤ 監査等委員の職務執行について

当社の監査等委員会は、4名の社外監査等委員で構成されており、当事業年度において監査等委員会を11回（2025年6月27日付の監査等委員会設置会社移行前の監査役会は4回）開催しており、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役会の職務の執行を監査しております。

監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室、法務室および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備および運用状況を確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という経営理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であ

るとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2025年5月19日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、2023年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで（以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）、引き続き継続することを決議し、2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、武井洋一、那須健人、野田篤子、林田和久の5氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2025年5月19日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<https://www.ikont.co.jp/>）

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行

為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動もしくは不発動または大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容等についての株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集その他必要な決議を行うものとしします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にも問うべく株主意思確認総会を招集することができるものとしします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとしします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、第76回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、第76回定時株主総会における本プランの承認時から第76回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記②1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の助言を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会はさらに独立した第三者的立場にある専門家の助言を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	79,231	流 動 負 債	22,514
現金及び預金	25,002	支払手形及び買掛金	4,205
受取手形及び売掛金	17,167	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	16,959	1年内返済予定の長期借入金	6,663
仕掛品	10,555	リース債務	432
原材料及び貯蔵品	7,734	未払費用	3,147
その他	1,819	未払法人税等	864
貸倒引当金	△8	役員賞与引当金	58
		工場閉鎖損失引当金	413
固 定 資 産	46,227	その他	1,729
有 形 固 定 資 産	23,928	固 定 負 債	19,759
建物及び構築物	6,970	社 債	5,000
機械装置及び運搬具	10,913	長 期 借 入 金	12,294
工具、器具及び備品	787	リ ー ス 債 務	1,151
土地	2,852	繰 延 税 金 負 債	852
リース資産	360	退職給付に係る負債	32
建設仮勘定	653	役員株式給付引当金	288
その他	1,390	その他	139
無 形 固 定 資 産	1,996	負 債 合 計	42,274
投 資 そ の 他 の 資 産	20,303	純 資 産 の 部	
投資有価証券	14,397	株 主 資 本	68,315
繰延税金資産	340	資 本 金	9,533
退職給付に係る資産	2,112	資 本 剰 余 金	12,963
その他	3,473	利 益 剰 余 金	47,945
貸倒引当金	△21	自 己 株 式	△2,126
資 産 合 計	125,459	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,795
		その他有価証券評価差額金	6,916
		繰延ヘッジ損益	△2
		為替換算調整勘定	7,555
		退職給付に係る調整累計額	325
		新 株 予 約 権	73
		純 資 産 合 計	83,184
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	125,459

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	63,031
売上原価	42,832
売上総利益	20,198
販売費及び一般管理費	16,095
営業利益	4,102
営業外収益	
受取利息	108
受取配当金	337
為替差益	625
受取保険金	17
その他	371
営業外費用	
支払利息	294
固定資産除却損	13
経済補償金	49
その他	43
経常利益	5,162
特別利益	
投資有価証券売却益	430
特別損失	
減損損失	426
工場閉鎖損失引当金繰入額	413
税金等調整前当期純利益	4,752
法人税、住民税及び事業税	1,507
法人税等調整額	△824
当期純利益	4,069
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	4,069

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	54,273	流 動 負 債	19,802
現金及び預金	13,202	電子記録債権	305
電子記録債権	4,043	買掛金	2,543
売掛金	10,528	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	11,139	1年内返済予定の長期借入金	6,663
仕掛品	7,098	リース債権	33
原材料及び貯蔵品	6,216	未払金	705
未収入金	797	未払費用	2,770
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	959	未払法人税等	777
その他	288	役員賞与引当金	58
固 定 資 産	45,490	工場閉鎖損失引当金	413
有 形 固 定 資 産	18,820	資産除去債	77
建物	5,021	その他	455
構築物	322	固 定 負 債	19,185
機械及び装置	9,011	社債	5,000
車両運搬具	10	長期借入金	12,294
工具、器具及び備品	724	リース債権	100
土地	2,794	繰延税金負債	1,450
リース資産	360	役員株式給付引当金	288
建設仮勘定	574	資産除去債	24
無 形 固 定 資 産	862	その他	27
投 資 そ の 他 の 資 産	25,807	負 債 合 計	38,988
投資有価証券	13,821	純 資 産 の 部	
関係会社株式	2,523	株 主 資 本	53,922
関係会社出資金	4,580	資本	9,533
関係会社長期貸付金	2,355	資本剰余金	12,964
前払年金費用	1,598	資本準備金	12,887
その他	3,140	その他資本剰余金	77
貸倒引当金	△2,213	利益剰余金	33,551
資 産 合 計	99,764	利益準備金	1,416
		その他利益剰余金	32,134
		配当準備積立金	1,510
		退職手当積立金	500
		別途積立金	18,500
		繰越利益剰余金	11,624
		自己株式	△2,126
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,780
		その他有価証券評価差額金	6,782
		繰延ヘッジ損益	△2
		新 株 予 約 権	73
		純 資 産 合 計	60,776
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	99,764

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		49,461
売 上 原 価		37,549
売 上 総 利 益		11,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,128
営 業 利 益		1,783
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,403	
受 取 手 数 料	51	
為 替 差 益	614	
受 取 保 険 金	17	
そ の 他	308	3,395
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	188	
社 債 利 息	95	
固 定 資 産 除 却 損	13	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	239	
そ の 他	47	583
経 常 利 益		4,595
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	414	414
特 別 損 失		
減 損 損 失	146	
工 場 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	413	559
税 引 前 当 期 純 利 益		4,450
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	857	
法 人 税 等 調 整 額	△151	706
当 期 純 利 益		3,743

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大竹 貴也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 朝岡 まゆ美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トムソン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トムソン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室、法務室、その他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

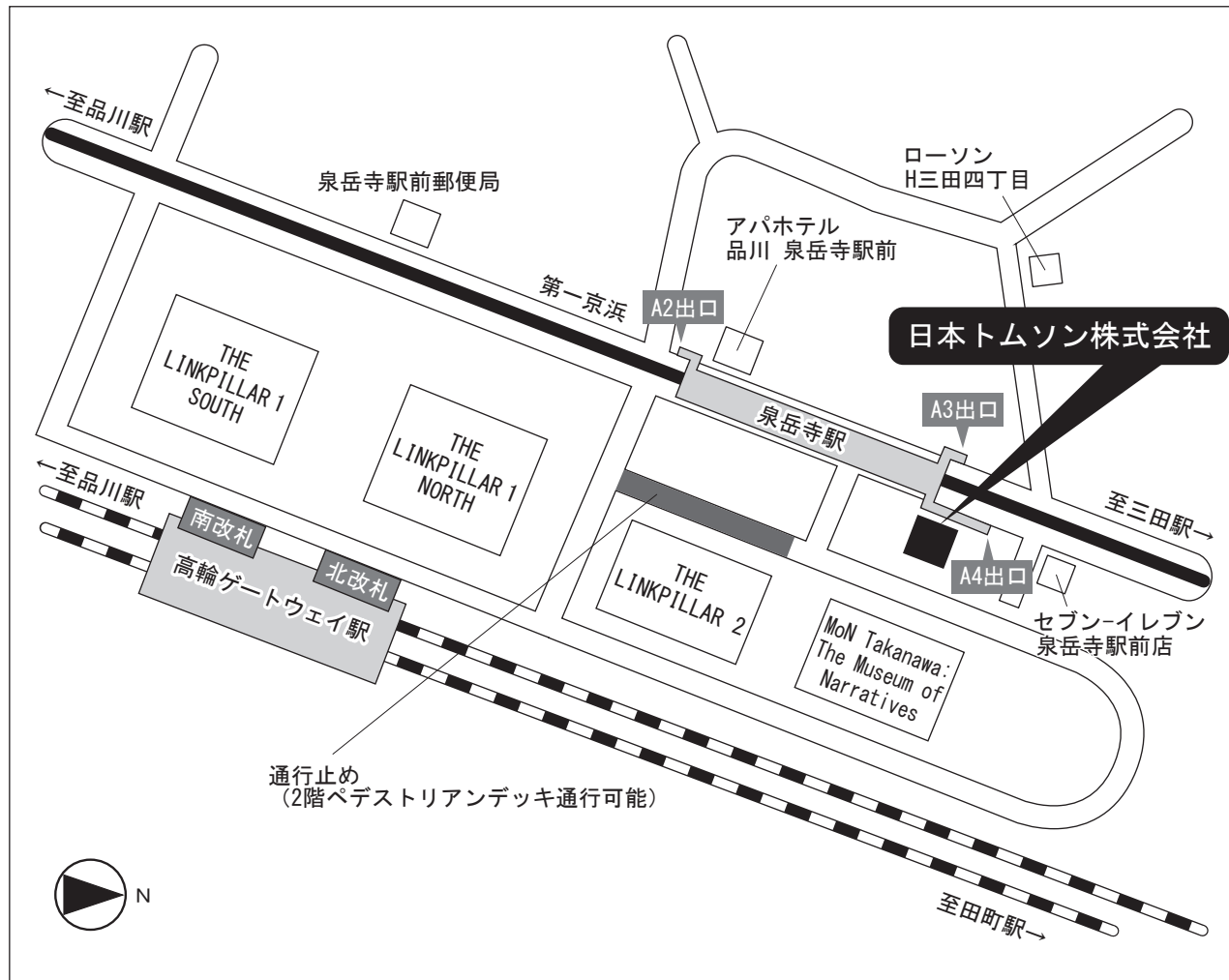
日本トムソン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	松	本	展	広 [Ⓔ]
監査等委員	那	須	健	人 [Ⓔ]
監査等委員	林	田	和	久 [Ⓔ]
監査等委員	佐	伯	里	香 [Ⓔ]

(注) 監査等委員松本展広、那須健人、林田和久及び佐伯里香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



日本トムソン株式会社 本社ビル

東京都港区高輪二丁目19番19号

TEL 03-3448-5811

都営地下鉄浅草線・京浜急行線「泉岳寺駅」A4出口より徒歩すぐ

JR山手線・京浜東北線「高輪ゲートウェイ駅」北改札より徒歩約10分

- ・ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・ 駅、会場付近に工事の箇所がございますのでご注意ください。